

令和3年第2回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

令和3年6月3日（木曜日） 午前10時開議

---

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	12番 細川 運一	

---

欠席議員（1名）

11番 佐藤 貢

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	庄子 明宏	監 査 委 員	渡邊 保夫
教育次長兼 学校教育課長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	金刺 隆司
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	早坂紀美江
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
社会教育課長	大沼 善昭	参事兼指導主事	岩渕 克洋
会 計 管 理 者	堀籠満智男	子育て支援室長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子      書記 片浦 則之      書記 残間 頼

---

議事日程（第2号）

令和3年6月3日（木曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 一般質問
- 第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(大衡村諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について)
- 第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について)
- 第 8 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和3年度大衡村一般会計予算の補正について)
- 第 9 議案第29号 大衡村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

---

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

佐藤 貢副議長、届出欠席であります。

定足数に達しますので、これより令和3年第2回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番佐々木金彌君、1番小川克也君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は通告順に発言を許します。

通告順4番、佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 皆さん、おはようございます。

通告順位4番、佐野英俊であります。

通告に従いまして、一問一答で2件質問させていただきます。

1点目は、デマンド型タクシー、昨日村長から指摘ありましたデマンド型交通の試運転についてであります。

デマンド型交通につきましては、昨日私と同じ総務民生常任委員会所属の赤間議員から質問がなされたところでありますが、これらの新地域交通システムにつきましては、総務民生常任委員会における継続調査事件とし、担当課においては検討に検討を重ねられ、デマンド型交通として今年の10月から試験運行を開始するとし、自由経路ドアツードア型の予約による自宅から指定場所、施設までのサービス提供とあって、住民から非常に期待が大きいものがあると考えております。

総務民生常任委員会における担当課の説明は、10月からの試験運行の運営・予約業務は本年4月設立のシルバー人材センターへ委託するものとのことで説明を受け、議会だよりの委員会レポート、これらにおきましても、令和3年10月からシルバー人材センターによる試験運行予定と住民へ報告、お知らせをしまいいりました。

しかし、先日5月14日開催の総務民生常任委員会において、シルバー人材センターへの業務委託は難しく、バス事業者と話し合い調整中との口頭報告がありました。シルバー人材センターへの入会希望者が41人と具体的に見えてきた今年の2月の常任委員会の場合にも、私をはじめ各委員から安全運行を第一に考える場合、また入会希望者が41人と少数で、シルバー人材センターへの業務委託と決めつけることへの不安の声が出されてきたのも事実であります。

そのような経過の中、進められています試験運行の開始に向け、次の3点について質問いたします。

1点目は、利用する住民の皆さんが安心して乗車していただくためにも、安全運行が常に確保できる体制にある交通事業者に業務を委託するべきではないでしょうか。

2点目は、昨日の質問答弁と重複する点もありますが、高齢者の利用が多いことが予想される場合、予約方法は極力簡単にするべきではないかと考えます。

3点目には、廃止することなく再考、見直すとされている万葉バスと代替バスの改定運行、これらの方針についても、早めに10月からの試験運行と併せて示すべきではないでしょうか。

デマンド型交通の試験運行について、以上の3点質問いたします。

次に、水道事業のみやぎ型管理運営方式について質問いたします。

私は、昨年3月議会におきましても、これらのみやぎ型を村としてどのように受け止め、村の水道事業への影響について質問したところでありますが、いよいよ宮城県は県議会6月定例会に関連議案を提出し、可決されれば、来年4月から本村水道事業が受水する大崎広域水道事業をはじめ、宮城県の上下水道、工業用水の運営が、「みやぎ型管理運営方式」民間による事業へ移行される方向で手続が進められています。事業運営権売却の優先交渉権者が選定され、県民向けの事業説明会が開催されましても、参加者が午前、午後の2回合わせても50人足らずと、関心の低さや、水道民営化に反対する市民団体の動きなどについて報道されています。

県側は受水市町村に対し、5年近く説明をしてきており、諸手を挙げて賛成かは判断できないが、施設の老朽化、料金抑制の考え方は首長、担当部局とも共有していると強調しておりますが、ある町長は、民営化自体は反対しないが、なぜこんなに急ぐのか分からない、そのように首をかしげているなどとの報道もなされております。

そのような動きにあります。次の2点について質問いたします。

1つは、民営化の最終的な方向づけについて、市町村長への説明はどのように行われたのか伺います。

また、県民向け説明会が開催された5月初めに、仙台市水道局の声として、水質をどのような管理体制で維持、向上させるか確認させてもらいたい、そのような報道もされ、県は5月下旬に受水市町村の担当者へ水質管理やモニタリング計画の骨子について示すとしてきておりましたが、その辺の説明、どのような内容だったのか、水道みやぎ型に

ついて、以上の2点質問いたします。

よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの佐野英俊議員の一般質問に、お答えをしたいというふうに思います。

まず、昨日もデマンド型交通ということでのご質問、赤間議員のほうからもいただいたところでありました。その答弁と若干と申しますか、大部分と申しますか、重複する点があると思いますけれども、その点をご理解をいただきたいと、このように思うところであります。

その中のまず第1点目の、安全運行が常に確保できる体制の交通事業者へ委託すべきではということのご質問であります。ご意見のとおり安全運行は第一に考えなければならぬことで、そのためには実績のある事業者への委託が一番手っ取り早いと申しますか、簡単であります。けれども、一方では経費の増大、これも大きいものがあるのではないかなというふうに思っております。

他の自治体においては、無償で運行する場合は、道路運送法上の制約はないことから、交通事業者以外に運行を委託している事例もありますし、自動車学校が主催する認定コースの受講も、より安全性を高める方策につながるのではないかと考えております。

なお、昨日赤間議員のほうにも答弁したように、いろいろ方策を考えた結果、10月からの試験運行を目指して、当初のシルバー人材センターがということをお話したかもしれませんが、それはちょっと無理があるということですので、鋭意別な方法でできないものかどうか、10月、10月に間に合わなければ11月、順次繰り下がるんであります。ただ、あくまでも試験運行ということですから、その点をご理解をいただければというふうに思います。

次に、2点目の高齢者の利用が多いと予想されるので、予約方法は簡単にすべきではというご質問であります。もっともでございます。そのように私も思っているところでありますが、想定しておる予約方法は、利用者は事前に登録を行った上で、利用日の前日までに電話で予約を取っていただくことを考えております。なお、ご質問のとおり、高齢者の方の利用が主になるということも十分考えられますので、簡単な予約方法を積極的に考えていかなければならないと、このように認識をしているところであります。

それから、3点目の万葉バスと代替バスの運行改訂方針を早めに示すべきではないか

というご質問であります。デマンド型交通の試験運行の状況と万葉バスの利用状況を勘案して、それに付随したアンケートなども、調査等も取り入れながら、その結果を踏まえた上で、今までの万葉バス、そして代替バス等々の在り方、そういったものを検討していかなければならないと、こんなふうに考えております。

それでは、その2件目であります。2件目のみやぎ型管理運営方式、水道事業についてのご質問にお答えいたします。

1点目の民営化の最終的な方向づけについて、県から市町村長への説明はということですが、みやぎ型管理運営方式に係る村長に対しての説明は、県幹部によりこれまで10回ほど行われており、直近では令和3年3月25日に優先交渉権者決定の経緯やその提案内容と併せ、今後の進め方についての説明がされております。その際には、県では県議会6月定例会に運営権設定に係る議案を提案し、議決後、運営権設定に係る水道法の許可を得て、令和4年4月の事業開始に向け、実施契約の締結や業務引継ぎ等準備を進めていきたいという説明をいただいております。

次に、2点目の水質管理やモニタリング計画についての担当部署への説明はというご質問ですが、みやぎ型管理運営方式についての市町村担当部署への説明についても適宜開催されております。直近では令和3年の4月9日に担当者会議が、令和3年5月25日に担当課長研修も開かれまして、それぞれ職員が出席しております。

県の説明によりますと、みやぎ型管理運営方式における水質管理方法については、水道法に基づく51項目の水質検査及び水質管理上必要な168項目の水質検査については、これまでどおり県が実施しますが、運営権者には全ての水質基準を満足するためにさらに厳しい管理目標値を設定した上で、運転管理を行う計画としております。

モニタリング計画としては、運営権者自ら複層的なセルフモニタリング体制が取られ、運営権者から報告を受けた県によるモニタリングでは、運営権者の経営状況を含めて、要求水準の安定的な遵守を確認、監視し、さらに抜き打ちでの検査を新たに実施する計画となっております。

また、上下水道技術に精通した大学教授や公認会計士、弁護士などの有識者や構成市町村で構成する経営審査委員会を設置し、この委員会において県と運営権者それぞれのモニタリング結果や水質検査結果等について確認、監視を行うとともに、本事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な評価、分析を行うことで、従来以上に万全の体制を構築する計画としているとの説明をいただいております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） まず、答弁いただきましてありがとうございます。

まず、デマンド型交通の運転業務の委託先、検討中という答弁でありましたが、先日総務民生常任委員会のその他の所管事務の報告の中では、口頭報告とはいえ、担当課長のほうより現在バス事業者と話し合いとの報告を受けておりましたが、その辺村長どうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何かそのような答弁をしたということは、担当から報告を受けております。と申しますのは、そういった正規というのもちょっとおかしい話ですが、議員の仰せのと通りの、これまで実績のある事業者、そういったところに委託した場合に、どの程度の費用が発生するのかということをも算定基準にするため、あるいは参考にするため、そういったバス事業者にお話をさせていただいて、概略のそういった専門の業者に委託した場合、どの程度の経費が発生するのかという、そういうものを算定するためもありますし、いろんな方面から、多方面に亘ってそれを実現するための方向性を探るための、そういった接触というんですかね、聞いたということでもありますので、ご理解をいただければとこんなふうに思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） いろいろそういう事業者から幅広く参考にする声を聞くためということでありましたが、バス事業者何社ぐらい、あるいは同じ交通事業者であるタクシー事業者のほうへのそういう照会、そういう機会は設けておるのか。その辺はいかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは担当よりお答えさせていただきますが、まずもってバス事業者につきましては、たしかミヤコーというふうに聞いております。それからタクシーについては、タクシーというか、タクシーの事業者今ありますけれども、につきましては他町でも委託しておる事例がありますので、そのタクシー業者については具体的に問い合わせはしなかったように聞いておりますが、他町の例ももう既にありますので、そういったことを参考にしたいというふうに思った次第でありますので、参考というか、見積りみたいなものを伺ったのはミヤコーさんだけでは、私に対する報告では、だと思っております。

以上です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

ただいま村長が答弁したとおりでございまして、バス事業者については1社でタクシー事業者等にお聞きはしてございませんが、他町でそのような実績がございまして、他町の担当からお話等を伺っているという状況でございました。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） その点、理解しました。

シルバー人材センターに従来試験運行を委託したいという説明を我々受けてきたわけでありまして、シルバー人材センターでの運行事例は、県内においてないと聞いております。なぜないのか。シルバー人材センターの就業月1か月10日程度以内という、1つの就業です。それから、日数はおおむね10日程度、時間にして週20時間、そういう就業シルバー人材センター、労務ではありません。あくまでも就業という制度の中で、当初からそういう無理が、計画する上での無理があったのではないのかという中で、県内においてシルバー人材センターでなぜないかを考える場合、その辺もう少し担当におかれて確認、調査する必要があったのではないかなど。シルバー人材センターの就業形態からすると疑問視を持つわけですが、その辺いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

佐野議員ご指摘のとおり、県内においてシルバー人材センターがそのデマンド交通を受託しているというのは、たしか記憶によると川崎町がどうかというところございまして、他県ではそのような事例があるということは伺ってございます。その中で当初からシルバー人材センターを委託先として検討してきたということで、シルバー人材センターのその就業形態であるとか、ちょっと無理があったのではないかというご指摘につきましてはそのとおりでありまして、もう少し詳細に調査、検討をしてみればよかったのかなというふうに反省しておるところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） シルバー人材センターの就業形態、あくまでも請負、委任が基本であります。請負、委任。労働者とはなりません。会員は労働者ではありません。デマンド型交通の運転業務は、村が事業主体になれば、村からの、発注者側の指揮命令が必要な業



務に該当し、就業形態は派遣に該当します。労働基準法をはじめ、労働安全衛生法あるいは労働派遣法とか賃金法、労災保険、もろもろの関係法令が適用になり、シルバー人材センターにおける雇用される、要するにシルバー人材センターの労働者でないと運行できないという制度上の解釈がされます。その辺について、4月から動き出したシルバー人材センター側と調整、協議されましたか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、シルバー人材センターのほうと協議してきたのかということにつきましては、3月ぐらいでしたか、担当のほうからデマンド型交通についての受託に対しての打診というのはしたところでございますが、その次点で今おっしゃられました人材派遣業の認可を取らなければならない、それにつきましては期間が相当数かかるというようなお話も、あわせて伺ってございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 3月中といたしますとまだ設立前、準備段階、職員も会計年度任用だったと承知しておりますけれども、やはりその辺、設立され4月から実際事務局体制が設立されまして、土台づくりで今頑張っておる姿を見ますと、もう少しやっぱり慎重にセンター側との調整やらが必要ではなかったのかと考えます。

さらには、2月15日にシルバー人材センターの設立総会が開催されております。それらの総会資料で、令和3年度事業計画議案の受注計画においても、2月15日ですよ、デマンド型交通運行の受注計画は数字的にはカウントされておられません。そうした場合、やはり早い時期にそういう方針の変更といたしますか、何らかの説明を早い時期にするべきではなかったのかと思っておりますけれども、その点村長いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） シルバー人材センターの話になっているようですが、シルバー人材センターの設立時の事業内容に、そのデマンド型交通の事業は入っていないと。当然入っておりません。その当時にデマンド型交通、それをそのシルバー人材センターに委託するという決定をしていたわけでもなんでもありませんので、当然決定もされていないものをその事業の計画に入れて総会というのは、ちょっとやはりなじまないのではないのかなという、それが入っていない理由だと思います。なので、別にそれがあんまりどういう意味があるのか私よく分かりませんが、要するに早い話、デマンド型交通を実現するためにどのような方向性があるのか、そういったものを広く見極めるため

の、ですから最初シルバー人材なんかもできるのかなというように、議員の皆さんにもそんな気持ちで発信していたわけであります。ただ、いざとなって確認したところが、そのためにはいろんな手続やら時間もかかるということで、それでは駄目だろうということで、シルバー人材云々というのは無理だなということで、委員会で報告をさせていただいたという経緯だと認識していただければ、大変ありがたいわけであります。以上であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 村長のほうから、シルバー人材センターの何かそっちに向いてしまったなというような意味合いのお話ですけれども、質問している意味合いは、2月9日の常任委員会におきましては、予定業務委託先は大衡村シルバー人材センターと、もう常任委員会側にはそういう説明で、先ほども申し上げましたとおり、委員会レポート、議会だより、ただ単に文字で表しているわけではなく、広く住民の方へお知らせ、周知をしていると、議会側としてのやっぱり責任を感じる。それはやはり担当課での検討している経過、それを報告を受けての当然周知でありますので、非常にその辺が大事ゆえに質問をしておるわけで、2月8日の段階でシルバー人材センターへの業務委託という報告を受け、2月15日の総会資料でセンター側の業務としては令和3年度は予定ないという、何かその辺矛盾する。検討過程において、もう少し担当課としての詰めも必要ではなかったかなという意味合いで、質問をしておる次第であります。

その辺、何と申しますか。村長の答弁分かるんですけれども、もう少し慎重さを必要としたのではないかなという思いで質問しております。その辺、当時担当した課長のほうからその辺どうだったのか、お答えいただければありがたいなと思うんですけれども。

議長（細川運一君） そういうことあり。特別に総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 当時というか、鋭意そのシルバー人材センターにこのデマンド関係の業務委託、当然県のシルバー人材センターのほうにも確認を取って、こういったことができますかと、最初の取っかかりはそういった感じからできますよという形で、先ほど企画財政課長が答弁したとおりの関係の手続等を取ってもらえれば、オーケーだという部分がありました。その中で、当然当初ではその半年ぐらいでそういった人材派遣の部分は取れますよと、あとは講習関係も山形等々の自動車学校で講習を受ければできますよという部分もありまして、10月のシルバー人材センターにお願いして、10月からお願いできるだろうと、今考えればちょっと安易な考えだったかもしれませんが、そ

ういった部分で鋭意事務事業というのは進めていたところでもございました。なかなか当時いろんな諸問題等々もあって、なかなか鋭意担当職員についても、シルバー人材もしくはデマンド公共交通も併せた形でどうにかできないかというのを、いろんな情報収集もしていた部分もあって、私のほうからシルバー人材センターありきというわけで発言したわけではないんですけれども、そういった部分で誤解を招いたような説明というのがあったかもしれませんけれども、そういった部分で議員の皆様の方には説明をさせていただいたということで、ご理解をいただければありがたいかなというふうに思っているところでもございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 決して誤解して取ったわけではないと、私は思っております。いずれにいたしましても、利用する方、乗る方、住民の足を確保する大きい狙いの中では、答弁にもありましたけれども、安全運行が一番であります。そのような意味から委託先、非常に大事なことということで今回質問しております。

昨日、村長答弁では試験は試験、走りながら完成ということもありましたけれども、試験運行を行えば、イコールその事業者にも本格運行をお願いするのが理想ではないのかなという思いもしております。試験運行に向け、先ほど村長のほうから今の段階で広く交通事業者等からの意見を聴く、ただ残念なことにミヤコー1社だけという答弁がありましたけれども、やはり今の段階が一番大事であり、窓口を広くしていただきまして、複数の交通事業者等からいろいろ話を聞くといえますか、協議調整することも必要ではないかなと考えます。

業務の委託先関係は、以上といたします。

次に、予約関係については、村長答弁の利用者を考える場合に登録制で電話による予約、昨日の答弁でもそのように承知したわけでありましてけれども、ぜひ簡便方法をお願いしたいというふうにも考えます。

それから、万葉バスと駒場路線の代替バスの関係、これはデマンド交通が試験運行する場合、やはりその段階からどういうふうに今までのやつを見直すか、並行してやはり試験運行をやる必要があるのかなと考えますけれども、それにおいても早めに住民への周知が必要ではないかと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 既存の、既存のというのちょっと変ですが、万葉バス、そして駒場代

替バスの運行については、昨日はそういうことはあんまり出なかったんだっけかな、要するに試験運行でありますから、走りながらやっていくんだということを私は言った、これは間違いありません。走りながらやると危険ですよと、あり得ないですよ。そういう意味の走りながらではございません。走りながらというのは、ですから両方運行しながら、そしてそのニーズの動向がどういうふうに変化するものか、そういったものを見極めた上で試験運行期間中にいろんな方策を、だって試験運行の時点でもうちゃんとした、次年度のビジョンを示してからやれというような、議員方は言われるかもしれませんが、そういうのはちょっと無理だと思うんですよ、実際やるためには。ですから、試験運行というのが必要になってくる、あくまでも試験だと言ったのはそこなであります。試験運行中にいろんな障害、そういったものを点検しながら、検討しながらよりよいものにしていくと、そして本格運行につなげていくというのが、この試験運行の意味でありますから、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、予約の件につきましても、本当に簡便な方法、こういったものを用いたいというふうに思います。手続が面倒くさくて、とつてもやってられないというような、そんなご意見などもいただいたら大変であります。ですので、気軽に誰でも利用できるような、そういうふうなシステム、そういったものを構築してまいりたいと、このように現時点では考えているところであります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 理解する点も多分にあります。

10月まであと4か月しかありません。安全第一な運行を考える場合、デマンド型交通、いろいろ継続調査ということで進めてきた中でも、決して反対するものではないんですけれども、たまたま秋田の由利本庄の新聞紹介されていた、由利本庄の乗り合い交通ですか、そういうものや、あるいは県内仙台市辺りも新川とか秋保とかこれはタクシー利用のいろいろ乗合タクシー、あるいは近場では富谷市における社協に対するデマンド型交通、これらの委託例もありますので、その辺参考に十二分に、あと4か月です。10月の試験運行、これは先ほど来申し上げているとおり、住民へ広く周知しておる部分でありますので、十二分に検討していただきまして、利用する側にとって理解の得られる姿で試験運行を始めていただきたいと考えます。

答弁は結構です。

次に、みやぎ型について触れたいと思います。

村長のほうから、県から市町村長へは10回から説明を受けておるといふ答弁でございますけれども、新聞報道でしか我々知ることができません。その新聞の中で、宮城県は30年に亘り、浄水場の運転管理を民間に委託してきているため、運営権の一括売却はこれまでの民間委託の拡大に過ぎないとし、特別丁寧な説明は必要だとは考えなかったのではないかと推測する、そういう報道がある時期されました。10回から市町村長説明の機会がある中で、そういう県は安易に考えたのではないかというような報道、その辺市町村長への説明の場を振り返った場合、村長としてどのように取られるのか伺いたいと思います。県の安易な市町村に対するですね、その辺村長としての捉え方を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これまでいろいろこの水道の民営化につきましては、企業管理者等々も含めて何回もご説明をいただいたところであります。そんな中で先ほども答弁で申し上げましたけれども、万全にと申しますか、安全を期して、さらに先ほども申し上げたように基準51項目の水質検査をやって、168項目の水質検査をする。それをするのは、県がするんだということでありまして。ですから、事業者ではありません。そして、さらにその事業運営権者ですね、事業を請け負った運営権者は県の基準よりもさらに厳しく、狭い基準を設けて、そしてやるということだそうであります。そういうことありますから、そしてさらに先ほど申し上げましたけれども、いろんな学者やら、我々の代表も、我々の代表とは市町村長の代表等々、あるいは弁護士さんとか、いろんな各界のそういった人たちの経営審査委員会を設置して、このいろんな事業運営、水質も含めてであります当然、確認と監視を行うということになっております。なので、そういう説明を我々も受けておりますので、そういう説明を受けた中で、いやそれは、それでもだめだとかいいとかという話にはやっぱり、ちゃんとした説明を受けてこちらは何の資料もない中で、それは間違っているのではないとか、そういったことはどうも私としては、私の識見がないばかりにどうか分かりませんが、そういった専門の知識が全くありませんので、万全に万全を期すんだよと言われて、社内基準そして項目等々の実際の数値を示されて、こうですよと言われて、それにそんなこと駄目だという首長は誰もいなかったのではないのかなと私は思っております。そういうことで、今大変本当に物議を醸したさうとしておりますね。ある人方はそれを大々的に表面に出さうとしておりますけれども、いかんせんまだコロナの影響もありますから、あんまり出てこないよう

であります。

ただ、これは本当に大事な問題だと思います。我々が飲んでいる水を一企業に運営権を売却するという事は、大変なリスクもあるんだなということは重々承知はするわけでありまして。がしかし、その実際の例えば民営化した場合のコスト等々の削減、そういったものも示されましたし、いろんな意味でメリットも示されました。そんな中でやっぱりそれしかないのかなというふうに、私らは判断している今とところであります。国、県でやって、経費の削減が何でできないんだろうと常に私は思っておりますけれどもね。何で民間でやる時はすぐできるのって、これおかしいよねって私は思っていますよ。誰がやろうと、経費とかそういうものは同じでいいんじゃないですかね、本当は。ただ、やはり公営でやるとどうしても高くなる。どうしてなんだろうかなということをもっとじっくりと考えてみたいというふうに、私個人的に考えてみたいなと思っております。ですから、村の第三セクターも同じですよ。村で直営でやると高くなるから、第三セクターをつくって安くなるんだという話です。そういうことでやっているんですよ。ですから、これと水道を一緒にごちゃませにしようとしているわけではありませんけれどもね。何かそういったことで、我々も強力に反対する理由が見当たらなかったということでもあります。

以上であります。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 私も決して反対とか、そういうことではないんですけれども、村長答弁のとおり、何でかというやはりそういう疑問。20年で約400億円近く、ちょっと数字はあれですけれども、そういう削減をされるという、何でかというやっぱりそういう気持ちもあります。

時間がなくなりましたので、水質管理、先ほど村長の答弁等々から、水質は水道法定基準よりを上乘せした、厳しく厳しくもう水質項目の検査やらを業者にさせると、県だけでなく業者のほうにさせるというそういう答弁いただきましたけれども、そのとおりでありますけれども、2点目に挙げております、これ仙台市の水道局から出た点が報道されましたわけですけれども、担当部署に対する説明が5月25日開催されたということで、その辺は十二分に市町村として理解できる説明だったのかどうか。仙台市の疑問視に対してですね、その辺どうだったのか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 最初、村長発言ありますので、村長。

村長（萩原達雄君）　そういったことで、あと詳細は課長に答弁させますけれども、参考までに申し上げますけれども、これは参考までにあくまでも、優先交渉権者に決定した業者であります、名前は言いませんよ。当次点交渉権者があります。もう一つは失格になったんだというふうに認識しておりますけれども、3者であったんですが、その優先交渉権を受けたグループは県の197億円の経費削減が、まず約200億円だよと言ったのに対して、460億円削減できますよと言ったところがあったんです、460億円。それが次点交渉権者です。じゃあ、優先交渉権者は幾らだったのかというと287億円です。約半分近くですね。ですから、必ずしもコストありき、要するに経費の削減額の問題ではないんですよね。削減額であれば当然次点のほうが多いわけですから、460億円です。優先権者は287億円ということでありました。ということで、その総合評価、そのほかの、それでこうなったということでもありますので、いろいろとあと詳しい議員のあれには、担当課長より説明をさせます。

よろしく申し上げます。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　水質管理の監視の方法に関するご質問ですけれども、先ほど村長答弁にもあった部分がありますが、まずその県による水質検査といたしまして、水道法に基づく51項目ありますけれども、この水質検査というのはこれまでどおり県が実施していきますよと。で、運営権者には県で定める基準と運営権者が独自に設定する基準ですね、上乘せの基準を監視して、適正な体制で運転しているかというのを監視していくということ。さらには、県のほうで抜き打ち検査も実施しますよという説明を受けております。また当然ですが、さらに現在県が実施している水質検査168項目ありますけれども、この水質検査というのも県のほうで今までどおりやっていきますよということでございます。そして、運営権者による水質検査といたしましても、県が独自に設定している厳しい13項目の水質検査、さらにそれより厳しい水質基準を独自に設定をさせていただいて、運転をしていただく。そのことで全ての水質基準を満足できるように、監視をしていくということでございます。さらにですけれども、上下水道技術に精通した大学教授等も含めた経営審査委員会のほうで、運営権者はもちろんですけれども、県の監視状況についてもその審査委員会のほうで監視をしていくことで、従来以上の万全の体制を図るというような説明をいただいております。

議長（細川運一君）　佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 市町村として理解得る説明があったということで、理解いたします。

いずれにしても県の取組を信じる以外ないと思いますが、不安に感じ、心配も当然あります。インフラの中でも重要な水のことであります。今後も受水する側の大衡村として、広域水道料金の値上げ抑制や水質の保持について、県の取組をぜひ村としても注視していただきたいと考えるものであります。その辺、最後に村長の答弁を求め、質問を終わります。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員仰せのとおり、そういった方向に進ませていただきたいというふうに思いますが、まず委託する部分は、民営の部分は村のタンクに入るところまでであります。村のタンクに入って、村で今度は給水しますよね。それは今までどおり村で当然やっていくということですから、その辺ご理解していただければというふうに思っています。

したがいまして、今お話あった水道料金の動向、これにつきましてはいろんな不確定な要素がありますが、いずれにしても皆さんご存じのように大衡村高いと言われております。極力値上げをしないような方策を講じてまいりたいと思いますけれども、しかしこれも企業会計でありますから、あくまでも、それを維持するためには公費の投入が必要になってくるわけでありますから、その辺もいろいろと検討しながらやっていかなければならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時01分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順、5番、小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 通告順位5番、小川ひろみです。

通告に従い、一問一答で2件についてご質問いたします。

初めに1件目、教育行政についてと題し、ご質問いたします。

昨年3月の学校臨時休校は、学校現場や家庭に様々な影響を与えました。環境も一変



し、マスク着用は当たり前、ソーシャルディスタンス、社会的距離も自然に身につけ、特別教室においてはパーティションなどでの仕切り、学校行事の中止、給食においてはマスクを外すための黙食など、学校生活が一変いたしました。

今年は宮城県にまん延防止等重点措置が適用される状況下において、先生方が試行錯誤しながら児童・生徒の学習機会を確保していることと思われまます。そして、小・中学校では水道蛇口の自動水栓、スクールバスへの抗ウイルス剤コーティングを行い、感染対策として支援委員の採用等、感染対策を積み重ねてきております。コミュニケーションを取ることが大事な学校にもかかわらず、なかなか難しい状況において、コロナ禍の子供たちはいまだ新型コロナウイルス感染が収まらず、ストレスと不安を抱えたまま学校生活を過ごしているのではないのでしょうか。収束が見えない未知のウイルスへの対応に何ができるかではなく、何をすべきかをこれからもともに考え、対応していただきたいと思ひます。コロナ禍から得られた教訓を今後どう生かし、取り組んでいくかをお聞きいたします。

①昨年の一斉休校でオンライン授業が導入されました。児童・生徒に貸与したタブレット端末の活用とインターネット環境が整っていない家庭への対応は、現在どうなっているのかをお聞きいたします。

②番、日本学生支援機構での「給付型奨学金」制度は、一定の条件を満たした学生が対象であります。令和2年第6次計画、中高等教育の中で、施策の方向として奨学金制度の拡充が示されております。本村独自の給付型奨学金制度の構築を示す方向性があるのかをお聞きいたします。

③番、施政方針の中で、今年度において児童・生徒の学力向上を図るため、「土曜塾」開催を計画しております。進捗状況はどうなっているのかをお聞きいたします。

④番、福島県喜多方市では算数や体育などの科目と同様に、農業科の授業を年間を通じて市内17の全小学校で行っております。命と食、共生と思ひやり、想像力と判断力を育む試みは今年で15年を迎え、2万人以上が巣立っております。本村の小学校でも、生きる力を育むための農業科を必修にすることを考えてはどうでしょうか。

2件目、稲作農家支援種もみ代半額助成をと題してご質問いたします。

新型コロナウイルス感染が農業にも影響が出ております。今年度も、米価の下落は否めない状況になっているのではないのでしょうか。農家の方々への支援をすることは、本村の基幹産業である農業を守る一助になると考えます。姉妹協定を締結した金ヶ崎町で

も、今年度から種もみ代半額助成をし、稲作農家支援事業をしております。本村でもできないのかをお聞きいたします。

以上、2件についてご質問いたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えしますが、まず教育行政につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。私は2点目の稲作農家支援種もみ代助成をということで、答弁をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内外を問わず猛威を振るっていることは、私が言うまでもなく皆様ご承知のことと思います。現在、高齢者に対するワクチン接種が順調に進んでおり、先週には東京、大阪、また宮城県においても、大規模接種会場での接種が開始されましたことは、一筋の希望の光として大いに期待せずにはいられないところであります。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大はあらゆる産業に大きな影響を与えており、農業につきましても同様であることは、議員ご質問のとおりであります。米の需給バランスの目安とされる民間在庫量は、適正量と言われる200万トンを大幅に上回る傾向が昨年から続いており、令和2年産米の概算金は1俵当たり前年より700円下回ったところであります。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、それから飲食店における営業自粛、あるいは時短要請に伴う外食産業の落ち込みも一部は影響しているものと思われませんが、米につきましては既にTPP11やEPAの発行により自由競争化されたこと、さらには少子高齢化や人口減少の影響により、米の消費は年々減少していることも要因にあると考えられております。国ではこのことを踏まえ、水田活用の支払交付金や高収益作物等への作付転換に対しての助成を充実させており、村といたしましてもそのような制度改革等があった際には、いち早く農家の皆様に情報提供をさせていただいております。また、村では農家への支援策として、農業環境整備支援事業を創設し、農地や農業用施設の整備に対して補助金を交付しております。今年度からは大型特殊免許の取得費用も助成の対象に追加し、既に7件の交付を行っているところであります。

ご提案のありました種もみの助成につきましては、令和元年度において台風被害に対しての宮城県単独の種子購入助成が実施され、本村においても1法人が被害を受け、大豆の種が取れなかったことから、大豆の種の購入費用の2分の1の助成を受けた事例が

あります。また、県外においては、山口県において水稻の害虫被害、トビイロウンカという虫であります。に対して稲作農家全戸に対し、種子購入原価の2分の1の助成を昨年11月に実施したとの情報も確認しているところではありますが、新型コロナウイルス感染症が農業に今後どのような影響を及ぼしていくのか見極める必要があることから、現時点においては、助成を行う考えまでには至っていないという状況にあると申し上げておきたいと思っております。

以上であります。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 私のほうからは、教育行政についての質問にお答えいたします。

まず、1点目の児童・生徒に貸与したタブレット端末の活用についてのご質問ですが、タブレットの導入及びインターネットへの高速大容量通信環境の整備完了が前年度末でありますので、現在小・中学校において児童・生徒1人1台の配備を順次開始したところであり、配備の完了までにはもう少し時間が必要となっております。しかしながら、中学校においては早速導入したインターネット環境とタブレット端末を活用し、調べもの学習をするなど、1人1台の環境を教師、児童・生徒ともに期待しているところです。

今後の活用につきましては、新学習指導要領で目指している新たな時代に求められる資質、能力の育成と質の高い理解を図るための学習過程の質的改善を図るため、主体的・対話的で深い学びを行うアクティブ・ラーニングには欠かせないツールですので、宮城県全体で活用することとなったグーグル・ワークスペース・フォー・エデュケーションのグーグル・クラスルーム等の各種ツールを利用しながら、個別最適化した学びをICTの技術を使って、児童・生徒一人一人に提供してまいります。

また、6月末までに現在使用している教科書に対応したクラウド型のタブレットドリルを導入し、各教科のそれぞれの単元の理解度の確認と、個々人の理解度に応じた最適な学習をサポートしていくこととしております。

次に、インターネット環境が整っていない家庭への対応についてであります。今日では各家庭でのインターネットへの接続は電気と同様に重要なインフラとなっていることから、基本的には各家庭で整備されているものと認識しておりますが、要保護あるいは準要保護世帯等、経済的に困難でインターネット環境を整備できないご家庭につきましては、学校の臨時休業日等でオンライン環境が必要な場合はモバイルルーターの貸出しを予定しております。

次に、ICT支援員の活用を考えてはとのご質問ですが、今後ICTを学校教育に今まで以上に活用していくためには、活用をサポートしてくれる人材が必要との認識で検討したところですが、ICTスキルの高い人材を配置するとした場合、高額な経費が必要となるため、当面ネット及び校内の研修で対応してまいります。同時に、県教育委員会にはICT研修の支援員の配置をお願いしています。

なお、学校数の多い自治体では、ICT支援員を複数校に1名配置することにしていきますので、活用の情報を今後参考にしてまいります。

次に、2点目の給付型奨学金につきましては、ご質問にあるとおり日本学生支援機構において平成30年度に導入された制度であり、対象は生活保護世帯、住民税非課税世帯及び社会的擁護を必要とする人とされており、また優秀な成績を修めていることが必須条件となっており、審議が厳しく非常に狭き門でありましたが、令和元年度に改正され、令和2年度から申込者対象者の世帯収入、成績基準が引き下げられ、住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生も対象とされ、また成績基準に学習意欲の評価が追加されたことにより、以前に比べ給付型奨学金の対象が拡大されております。

さて、本村独自の給付型奨学金制度の構築とのご質問ですが、本村の奨学金制度は教育基本法の国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学の措置を講じなければならないとの規定に基づき、基金を造成して定額運用基金で行っている事業であります。以前は、前述のように日本学生支援機構の給付型奨学金は住民税非課税世帯までが対象の狭き門でありましたが、現在は住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生も対象とされることから、経済的理由によって就学が困難な者の範囲が広がったことにより、その基準を超えて村の奨学資金の貸与を行うことは経済的理由によるものとはならない可能性があり、条例の趣旨に合わないこととなります。しかしながら、日本学生支援機構の給付型奨学金の対象とならない学校への就学につきましては、第6次総合計画にも載っておりますが、本村独自の給付型奨学金も想定されます。この場合、給付型の対象要件設定及びその審査方法等、慎重に検討していく必要があると考えております。

3点目の新規事業である小・中学校対象土曜塾の進捗状況は、とのご質問ですが、当初中学校3年生を対象としたコースを中学校の部活動休止日である水曜日に、小学校5、6年生及び中学校1年生対象としたコースを土曜日に実施することで計画を進めてきました。その後、子供たちの日常生活の中心となる小・中学校とも協議を重ね、できるだ

け多くの子供たちが参加しやすい曜日や時間の設定、子供たちが学校の教育活動と大衡塾での活動を両立できること、学校の教職員の負担となってはならないこと等の学校の思いも踏まえ、開始時期につきましては7月下旬を予定しております。実施曜日につきましては、中学校では部活動休止日には放課後に生徒会や学級活動を優先した活動を行いたいとのこと、1、2年生については土曜日、日曜日には部活動の活動と重なるため、平日の実施が望ましいとの意見もあり、今年度は土曜日の午前中に中学3年生、午後に小学校5、6年生を対象に実施することとして計画を進めています。また、中学校1、2年生については、火曜日の午後7時から実施予定です。なお、3年生コースについては、数学、英語それぞれ基礎コース、応用コースの2つに分けて、1コマの授業60分で実施します。小学校5、6年生コースは国語と算数、中学校1、2年生コースは数学と英語を1コマ45分として実施する予定です。大衡塾の会場としては、平林会館の創作室、遊戯室等を予定しています。また、受講対象者は村内の小学5年生から中学校3年生までとし、受講経費は学習で使用するテキスト等も含めて無償とします。ただし、受講に当たっては、しっかりと勉強したいという意思を持ち、他の受講者に迷惑をかけることを条件とします。初めての授業となりますので、今後教育委員会主催で保護者説明会を実施し、保護者の皆様にも理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

次に、4点目の農業科を必修にすることを考えてはとのご質問ですが、全国的には平成19年に福島県喜多方市が農業教育特区として年間45時間の授業を確保して農業科をスタートさせており、現在では総合的な学習の中で市内の全小学校で取り組まれ、児童が稲や野菜などの栽培、味噌作り、豆腐作りなどの活動を通して、責任を持って育てることや共同の精神、忍耐や命の大切さ、また失敗から学ぶことなど、実践を通して様々なことを学ぶ場となっており、生きる力が育まれています。また、小学校の農業科を地域の人たちが支援として協力するなど地域の活性化にもつながっています。

本村の小学校では、5年生の総合学習の時間に田植や稲刈りなどの農業体験学習を行っていますが、年間を通じてカリキュラムとはなっておりません。農業が基幹産業で農工併進を目指している本村にとって、また生きる力を、農業を通して育む取組は非常に魅力的な取組であると思います。しかしながら、小学校での授業時数の確保、対象学年の選定、農地の確保、農業指導の協力支援員の確保、年間を通しての計画の作成等、解決すべき課題が多いことから、すぐに実施することはできませんが、村教育委員会、小学校が連携して検討してみたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 初めに、一番最初に質問しました教育行政についての再質問とさせていただきます。

答弁書の中で、1人1台配備の順次開始したところではあるが、配備の完了までにはもう少し時間が必要であるという答弁であります。これは全部配備されるまでいつ頃になるものなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 担当の次長のほうから答えさせていただきます。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 具体的にいつまでというところの報告は来ておりませんが、中学校については既に配付の準備と配付の作業といいますか、それを始めたというところで報告を受けております。小学校についてはその準備段階でということ、今いつまでというところの報告は受けていないところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） これは県内そのような状況が全部であるものなのか。どのように把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 今の質問の内容がちょっと分からなかったですが、全部であること。

4番（小川ひろみ君） 県内でもそういう状態なんですか。

教育次長（齋藤 浩君） 県内のほうも、それぞれの市町村によって状況が異なります。もう既に配付というところまでの部分が終わっているというところもありますが、それを授業に使っているというところがどこまであるかということになると、非常に疑問のようなどころが多くてですね、郡内については配付が始まって終わっているところも出てきておりますが、授業というところには使える状態ではまだないということで、いろいろ話としては情報として聞いておきます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今回コロナ禍ということで、突然国のほうでオンライン授業をどんどん進めてくれということで、本当に大変なことだったんだろうと察しておりますけれども、やはり大衡村において、答弁でもありますけれども、結局Wi-Fiのつながっ

ていない、インターネット環境が整っていない家庭ですね、そういうものでアンケート調査をするというお話が委員会の中でも報告されておりますが、アンケート調査の結果はどのようなものだったのか、本村においての状況はどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 教育委員会のほうから主体で行ったのは、去年の6月に一旦行いまして、その後学校で行っております。小学校からの報告によりますと、回答率は100%ではないんですけれども、そのうちインターネット環境、Wi-Fiとあとテザリング機能も含めてのお話になりますけれども、約94%、予定も含めて94%はそちらにつなげる状況になるということの報告を受けておりますので、それ以外6%前後ですかね、そのくらいが今のところ、その予定がないというようなお話を受けております。

なお、モバイルルーター、そういったものについての貸出しは当然要保護、準要保護、そういった経済的なところで、なかなかつなぐことが困難だということを中心にちょっと考えておりますので、そちらについては令和3年度の今、申請途中ですけれども、状況では小・中学校合わせて20世帯ほどになっております。ですので、それらに対応するだけのモバイルルーターの機器としての購入については済んでおりますので、そちらについてはそういった家庭学習、オンライン授業が必要になった場合についての機械的な対応については可能ということで、今準備をしているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 今大衡村では20世帯というような形で、そちらのほうはもう準備が整っているということで、こちらは貸出しという部分でありますので、貸与ではないということで大丈夫なのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） はい。貸与ではなくて、やはり貸出しということで、通常そのモバイルルーターを常時使っているということではなくて、学校において校外学習であるとかWi-Fiの届かないところで使えるようなことも想定して、台数を揃えております。それがコロナ等によって臨時休業になった場合は、当然校外学習とか使えるわけではありませんので、そのときにそちらを先ほど言った世帯のほうに貸出しをします。時にはそちらでネット環境を構築していただいて、オンラインの授業をしていただくというような、そういった考えで取り組んでいるところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） そのような状況で、20世帯の分をきちんと用意してあるという部分で、コロナ禍によって今回やはり経済的に要保護、準要保護、こういうような状況でないにしても、経済的な苦しいところもあるとも考えられると思うんですけども、そういうことに対して臨時的な対応もきちんとできるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 基本的な考えは今お話したことでご理解いただけると思いますが、コロナ禍ということで要保護、準要保護にならない、申請していないというところについても、そういったなかなか難しいというところがあるのかなというふうに思っております。ですので、先ほどモバイルルーターの台数の話はしておりませんでした。46台確保しております。といいますのは、小・中学校の学級数ですね、そちらのほうに1台で接続できる台数が約15台、1台でできるものですから、それぞれ各教室に2台という計算で46台ということで、台数的には多めに揃えておりますので、先ほど20世帯というお話をさせていただきましたが、倍以上の部分については対応できるぐらいのモバイルルーターを用意しているということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） そのような形でやはり皆同じく、等しく、子供たちはやはり平等であってほしいなと思いますので、対応のほうをやはり注視しながら、きちんと学校との連携を取っていただきたいと思います。

次に、ICT支援の活用を考えてはという質問に入らせていただきたいと思います。

答弁にもありましたように、学校数の多い自治体ではもう既にICT支援員の活用、そういうものをちゃんと配置して活用していると、大衡は1村1校でありますし、なかなかこの人材確保というものも難しいとは思いますが、それは分かるんですが、やはり今学校現場、先生方のいろいろな仕事内容、そういうものがもっともって増えていく状況になっている現状で、やはり私は本村でもICTに本当に精通した方の支援員というのが必要ではないかと思っておりますけれども、もう一度再質問したいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） まさにICT支援員につきましては、国のほうもそういった財政措置を、地方財政措置ということで、措置をしながら進めているところです。そのICT支援員といいますのは資格制度がございまして、そういった資格を取った方を村であれ



ば直接雇用するであるとか、会社のほうに委託するであるとかという形でして、常時雇用する、委託するということになれば、その人を年間丸まんま雇う金額が実際かかってしまうので、相当数の経費がかかってしまうという形になります。ですので、ICT支援員という形ではなくて、ICTのお手伝いができる方というようなイメージで捉えたほうがいいのかなどというふうに思っています、会計年度任用職員とかそういった制度も活用しながら、そういったスキルのある方を何とか任用するようなこともできないかなというようなことは考えておりますが、現在のところ配付もまだ途中の段階で、基本的な使い方の部分についての研修についても、まだあまり進んでいないところです。ですので、何にこのICT支援員を活用するのかというところが見えない状態になっておりまして、ほかの自治体のほうに聞きましたところ、まだ今のところどういった活用をするのかも分からない段階では、その必要性については認識するものの、今すぐどうのこうのということではちょっとないですよというやはりお話を受けております。当然大衡村のほうもそうですので、村のほうでもICTの活用に精通している先生方というのがおりますので、そういった人たちが中心となって教え合うとかですね、あとはグーグルのほうでそういった研修等もありますので、そういったものを使う。あとはネット上でそういった使う動画等がいっぱい今ありますので、そういったものを見ながら取りあえず慣れるような方向、そういったほうに持っていくという今のところ考えで、ICT支援員については、現在のところは任用の予定がないということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 富谷市さんではもうとっくにというか、こういう部分でタブレット授業、そういうものを取り組んで、大学との連携、あと企業との連携、そういうもので確立をきちんと近隣の自治体でもやっております。やはりそういう部分を見ますと、大衡村でも企業さんもたくさんあります。やはりそういう部分をどうにか、企業との連携を図ったり、大学との連携を図って構築することも、支援員という人をお手伝いとかと呼んででも、どういう形でもいいんですけれども、そのような形の仕組みもできないものなのか。やはりそういうことを模索していくのも一つの手だと思いますけれども、答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） まさに村内の企業の方に、そういった企業でICTに精通しているといえますか、そういったCADとか、そういったものを駆使しながら製造活動、設計

等行っている方々いっぱいおります。そういった方々を小・中学校のほうでいろいろと活用させていただくという言い方は変かもしれませんが、いろいろ連携しながらやっていくというのは非常にいいことだと思っています。

ですがコロナ禍において、そういったなかなかほかとの連携そのものが、ネットでも通じる状態であればいいんですけども、それをこれから構築する段階の途中なものですから、そういった方向性は目指しつつも、今すぐそちらに取り組めるという状況ではないということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） コロナ禍において、そういう人との接触、そういうことがなかなか難しいとは思いますが、やはりその水面下の中できちんとしたことをしていかなければ、いざやろうと思ったとき何もできない、どこから手をつけていいかわからない。結局、タブレットは皆に配付しました。あとはどういうふうにしていこうということがわからないのでは、やはりその意味がないと思いますので、きちんとした形の方向性を持って進んでいくのがいいのではないのかと思いますけれども、それについて教育長の答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

学校の先生方は全員ではありませんけれども、ある程度機器が入った場合に、機器を動かすことは大分やってきております。特に小学校の先生方については以前から使っておりましたので、ちょっと話をすれば先に進めると思っております。ただ、ICT支援員と先ほど次長のほうからもありましたけれども、ただ単にソフトウェアを理解して、それが使えるというだけではなくて、それを活用したり指導したりという指導力も入ってくるわけで、さらに小・中学生対象として生徒指導の力もなければならぬ。それから、トラブルが起きたとき、あるいは止まってしまったときの対応をしなければいけないという面では、やはり難しい面があります。そういう面からして、議員からお話がありましたように、大学や企業というのは大切なところだと思います。特に今、尚綱大学等の連携もありますし、その辺から繰り出して少しずつ検討したいと思っておりますが、今年度につきましては、小・中学校の校長先生には、扱ってみてどのような課題が出てきたかということを出していただきまして、できる限りその対応をできるように今後努めていきたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 学校は、やはり人事異動がございます。やはりこのいろいろな I C T の部分で、いろいろ分かって精通している方々もいらっしゃるという話ですが、やはりそこで人事異動によって出ていかれる先生もいますし、そういう部分を考えますと、やはりこの I C T 授業にきちんといろんなことができる人材の人事をしていくことも、これから大切ではないかなと思いますけれども、改めて教育長の答弁をいただきたいと思っています。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えします。

今宮城県全体で、先ほどお話ししましたけれども、グーグル・ワークスペース・フォー・エデュケーションという形で動かしておりますので、先生方が異動しても、できればこの機会があまり変わらない状態はつくれていると思います。しかしながら、なかなか使えないという個人もおりますので、今後それについては十分に検討して、今後対応していきたいというふうに思っております。さらに、県教育委員会のほうには、なかなかそういう人材を配置することは小さい自治体では難しいということをお話しております。できれば県内平等な形で I C T 支援員を派遣してもらうことはできないだろうかということで、強く要望しております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 今答弁にあったように、I C T の支援員を強く要望していただくという教育長の答弁がありましたので、そのような方向でやっていただきたいと思っております。

次に、給付型奨学金についての再質問をさせていただきたいと思います。

現在、奨学金を借りている人数ですか、そういうのはどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 借りている人数ということでの今データは持ち合わせていませんが、今年度、令和3年度に貸し付け中の方については、大学生が3名のみです。

以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4 番（小川ひろみ君） 3名のみということで、やはり大衡村、前にも質問したことがあると

思うんですけども、金額的な部分もあると思います。やはり大きな国の施策によると、10万とか12万円、一番高額だと結構そのぐらい、あと8万円借りる人とか結構いるみたいで、そうでないとなかなか学校の授業料を払うという部分、私立だと特に50万、60万円、理科系だと100万円近いお金が年間前期、後期でかかるという状況としては、奨学金を大衡村で借りちゃうと、違うところで国の奨学金は借りられない、そういうような部分だと私は把握しているんですけども、教育委員会としてはどのように把握しているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 日本学生支援機構のほうが先でございまして、先というのは変ですね。村のほうの奨学資金は、ほかの奨学制度の奨学資金を借りているときには、村のほうの奨学資金はダブっては借りられませんよという制度になっておりますので、そちらのほうで、日本学生支援機構のほうで借りられるのであれば、当然村のほうは借りられないという流れでございまして。その逆については、こちらで把握してございません。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やはり奨学金を借りるという部分で、返済をしなければいけない。そういう部分は、子供たちにとって結構重圧になると思うんですね。奨学金必ず、全部が全部にそれを対応するということはなかなか難しいと、それは分かります。できないことも分かっております。けれども、大衡村に大学に行って帰ってきて、大衡村で働く、本村で就職をする、そういうような方々にやはり大衡村で働くために勉学をしてきて、こちらに帰ってきてそれを恩返しするような子供たちに対して、これから一部の給付でもいいのでできるような体制をつくるのも、大衡村として必要ではないかと思っておりますけれども、そのことについて答弁願いたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） ご質問の趣旨は理解するところですが、大衡村のために勉学に励んで進学して、大衡の企業に勤めるために勉強してきたんだよということであれば、そういった考えもあるのかなと思うんですが、初めから大衡の企業に勤めるために学校に入るということで限定してしまいますと、その子にとってはそれがもう既定路線といたしますか、そのレールに乗らないと奨学資金のほうについては駄目になってしまうという変な構造になってしまう可能性もあります。ですので、その辺についてはやはり慎重に検討して、実際いつその志を持ったかにも関わってきますし、例えば卒業する1年前にそ

の志を持って大衡に勤めようと思ったので奨学資金を借りると、そうすると就職も内定している状態に、例えばですよ、なって、その状態で借りたら給付金型になってしまうとかですね、そういったいろんなケースもちょっと考えられてしまうので、そういった考えもあるというのは分かるんですけども、実際にやろうとしたときに、その辺の線引きについて非常に難しいということがあるので、なかなか進められないというのが実態というところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 答弁でもありましたように、第6次の大衡総合計画の中等教育の奨学金制度の拡充という中で、やはり村内で就職することで、奨学金返済の一部減免を行う等の支援を検討しますという文言が入っております。やはりここに入れた以上、いろいろやはりこれから考えていく方向、10年間でこれをやっていこうという部分だと思いますけれども、やはり方向性としては持っていくこと、これからどういうふうにしていけばこれが本当に確立できるのか。子供たちのためにどういうふうに反映できるのかということ、きちんとやっていくことは必要ではないかと私は思いますけれども、答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） この6次の計画をつくっている際には、先ほどの日本学生支援機構、あちらのほうの給付型の部分が30年から始まった事業ですので、その辺の今回2年度に向けての改正があったということでしたけれども、その辺が動いている段階での6次の計画でございます。

それで、対象となる学校ですね。日本学生支援機構の給付型の対象となる学校については限定されているというところもあって、それに該当にならない学校、高校も含むんですけれども、そういったものについては給付型についてのそういった同じような考えでできないかということについては、今後検討していくことが可能かなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 答弁の中に、条例の趣旨に合わない部分での奨学金の貸与という部分もあると。これ条例を見ますと、やはり一番最後になっているのが、平成29年6月ということですので、今回を機にやはりこのいろいろな見直し、こういう部分で条例を改正していくという部分も必要だと思いますけれども、その点についてはどのよう

にお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） 給付型ということをするれば、必ず条例の改正というのは必要になってきますし、考え方そのものを変えていかないといけないことになりますので、そういったものについては今後に向けて、この改正なのか、新たな資金としての財源措置といえますか、そういったものも含めたシステムを考えなくてはならないのか。そういったことも、いろいろと1つだけの考えではなくて、奨学資金のこの基金を使うものではない制度といえますか、そういったものも併せた考えを今後やっていかなくてはならないというふうにございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 次に、新規事業である土曜塾について、再質問させていただきたいと思います。

今年度は、土曜日の午前中に中学3年生、午後に小学校5、6年生を対象に実施する計画ということです。申込み方法など、あと人の選定ですね。そういうものはどのように考えているのか、そしていつ頃その選定というか、申込みを始めるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） お答えいたします。

先ほど教育長の答弁の中で、6月下旬に保護者説明会を行うということで今進めております。説明会の際に申込みについても説明をいたしまして、全員の方が説明会に参加できるとは限りませんので、その翌日をめどに参加申込みのほうも、小・中学校を通して配付したいと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 選定の基準として、やはりしっかりと勉強したい、あと他の受講者に迷惑をかけないことが条件だということなんですけれども、なかなかその選定って難しいのかなと思うんですけれども、その選定の方法というのはいかがでしょうか。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） 大変失礼いたしました。

まず、この大衡塾ですけれども、やはりコンセプトといたしましては、まずやる気があること。それは現在志教育等推進されているところですが、やはり本人の思いを大事

にしてあげなければいけないのかなと。それで、希望してきた子供たちに対して、あなたは志が弱いとかやる気がどうですというのは、なかなか難しい部分があるのかなと思いますので、やる気が本当にあるんだという自分の思いが固い子供たちについては今年度受け入れて、その個々の子供たちの力を伸ばしてあげられるようにサポートしていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 私の、何も分からない者の提案としては、やっぱり作文などの、そういう部分も選定基準として考えたりとかしないと、なかなかやる気があるとかそういう部分では難しい部分もあるのではないかと、私が思うんです、親としてもですね。入れたいけれどもうちの子供は本当にやる気があるのかなんとか、やはり基準というものはある程度ないと、それはやっぱり作文だとか何か必要なのではないかと私は考えるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） おっしゃるとおりですね、いろんな意味でできればいいのですが、現在の大衡の現状を考えますと、学力の向上というところもあります。そうなったときに、あまりいろんな条件を重くしてしまうと、自分は難しいのかなと。今回初めての授業でもございますので、そういう意味では少しハードルを下げて、いろんな子供たちが参加する、やれば自分もできるんだ、そういう思いを尊重し大事にしてあげたいなというふうに教育委員会では考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 人数はどのくらいと考えておりますか。

議長（細川運一君） 岩淵参事。

参事兼指導主事（岩淵克洋君） 3年生コースにつきましては、基礎コース、応用コースということで初めから2クラスを想定しておりますので、最大でも現在の3年生44名ですので、20人以内になるのかなということで想定しております。5年生から中学校2年生につきましては、応募の人数によりましては最大で年間60コマということで考えてはおりますが、適正人数というのがあるので、その辺につきましては、集まった人数によっては1つの学年を2つに分けて、その中で今年度は授業を進めたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 子供たち平等にやはりこの学習塾に通えるような、そのような取組を、いろいろ初めてということで、どのような方が申込みしてきて、どのようなご父兄のご意見があるのかも、やはり模索というか分からない状況だとは思いますがとても察するところであります。けれども、やはり皆さんが同じこの学習塾に向かうに当たって、やはり平等に、均等にそれができるような、無料という部分がすごく引かかる場所もあって、無料だから行かせようという親御さんもしかするとあるかもしれない。いろんなケースバイケースが考えられるので、そこは本当に慎重にやっぱり行っていただきたいという私の思いであります。

では次に、時間もありませんので、農業科を必修にすることを考えてはということで再質問したいと思います。

私は、議員研修の中で喜多方市の取組を見てきました。やはりこの自治体で行っている農業の年間を通しての確保、そういうものをしているという取組は、やはり今の子供たちが農業に携わることで興味を持ったり、後継につながっていくという部分が多々あると思うんです。そういう部分を教育委員会としてはどのように考えているのか、再度質問したいと思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今現在小学校5年生で年間30時間という中で、米を作るという総合的な学習の時間の中で対応しております。喜多方市の場合は数学とか算数とかそういった授業と同じ扱いをしておりましたけれども、特区が外れてからは、それはやってはいけないという国の方針が出ましたので、総合的な学習、当時は110時間ほどあったんですが、小学校に対する英語の授業、国際理解教育、それから道徳の授業等が入ってまいりましたので、70時間に減っております。同様に、大衡小学校でもさらに同じことが言えるわけですが、ただ単に植えて、ただ収穫するという授業では、その活動の意味というのはまさにはないと思います。ただ楽しかったで終わってはいけないと思います、そういう活動の中では。

最近、新学習指導要領の中で問われているのは、自分で課題を見つけ、深く考えて、そして自分がそれを生きる力のために、どういうふうに生かして進めていくかというのが非常に重要なところでありますので、今後やっぱりその田植をして収穫するだけではなくて、草取りの意味合いとか地域の方との関わりなども中心に考えていきたいと思っております。さらに、今年度大衡村の農家の方から、別件でキノコの栽培などというこ



ともできるのではないだろうかという提案もいただいております。そのことについて、今度は来年度から、今度は4年生のほうで取り組ませていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、心の教育の中でこれも扱えるのではないかとというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） やはり教育長が今言われたように、ただ植えて、ただ収穫してとかではなく、やはり食べることも必要で、本当のぜいたくというのは高級なものを食べるものではなくて、やっぱり自分の作った作物を食べること、それがやはり教育だと思います。やっぱり一人一人この議場の中でも農家の方々がたくさんいると思うんですけども、やっぱり自分が手をかけた米が一番おいしいと思うし、自信を持っていると皆さん思います。やはり手をかけて、自分で作った作物を取って、そこを育てるために教育長が言われたように草取りをしたり、いろんな部分の過程があって、ようやく失敗したりなんかしながら実になったときの、その食べたときのうれしさ、喜び、そこをきちんと教えることがこれからやっぱりとっても大切なものになっていくのではないかなと思います。そして本当の豊かさをやはり実感できるような教育というのがこれから大切であると思います。指導要領とかいろいろあって、時数とかいろんな制限があって、学校側はとっても大変だというのは重々承知しております。けれども、やっぱり心の豊かさということは、やはり授業とか何とか縛られるものではない、やっぱり自然に関わるということの大切さを教えていただきたいと思います。

私の持論だけで終わらせていただきます。あと答弁は大丈夫です。

では、次は稲作農家支援種もみ代半額助成をとして、ご質問させていただきたいと思っております。

これは、私は姉妹都市を結びました金ヶ崎さんの先月の議会広報で見て、わあ、すごいなと、同じ姉妹都市でこんなことがされているんだという部分で提案させていただきました。

主食用米作付農家支援事業補助金として、種もみ助成でいいのかという議員の質問に、町長は主食用米作付農家がひとめぼれの種もみを購入する費用の助成をするものであると。そして補助率は幾らかと、種もみの量を10アール当たり4キログラムとして、そして10アール当たり2,320円と試算している。補助率は50%で、10アール当たり1,160円の

補助金であるという答弁です。そして、補助金の支払いはいつ頃か、水稲作付面積を基に算定し、5月中旬頃から調整を始め、転作確認終了後、9月頃支払いたいと思っ  
ているという答弁でありました。

姉妹都市として、やはり同じような支援はできないものかという提案として、村長の答弁をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 確かに、金ヶ崎さんはそういう施策をやっているということは、議会広報ですね、金ヶ崎のも見ましたし、金ヶ崎町の町の広報も見ました。でありますけれども、大変すばらしい施策をやっているもんだなというふうに思っております。

大衡村もそうしたいというわけではございませんよ。先ほども申し上げました。今のところ、そういう考えはありませんという話をさせていただきました。なぜかという、村ではこれまでも農家のための施策、これは私が言うのも何でありますけれども、管内あるいは県内でもいろんな規模はありますけれども、同じような環境の中の自治体としては、一番進化した施策を投じているのではないかなとこんなふうに自負するところでありまして、それにさらに今度は議員今ご提案の種もみもということになると、なかなかこれももちろん費用もかかりますからね、ちょっとそこまでしなければならないのかななどとも思うところでもあります。

そして、議員は新型コロナウイルスの影響で消費量が減ってどうのこうのという話も、確かにそれは一旦はあるかもしれませんが、それが大きな原因ではないのではないのかなと思います。外食産業とかそういうところに、中食、外食ですか、そういうところが落ちているとは言っても、じゃあ人間生きているわけですから、家にいてもご飯は食べるわけでありまして。なので、そういうことでの支援ということではなくて、これまでも非常に多大なる支援を農家さんにさせていただいております。なので、どうかこの辺は今まだ考えていないといいますかね、ということでご理解をいただければというふうに思います。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後0時16分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第 3、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それでは、議案書と条例改正に係る新旧対照表をお願いいたします。

まず、議案書の 1 ページをお願いいたします。

承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

地方税法等の一部を改正する法律、令和 3 年法律第 7 号の施行に伴い、大衡村税条例の一部を別紙のとおり改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものです。

専決処分日は、令和 3 年 3 月 31 日です。

今回の条例改正は、令和 3 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正したもので、総務省より一部改正の準則等が示され、引用条項及び見直しを含め、基本的に準則に沿って一部改正の専決処分をさせていただいたところでございます。

3 ページから改正文となりますが、法の一部改正により改正する条例が 2 つになりますので、本条例においては 2 つの条に分けた形での改正となります。

主な改正点といたしましては、個人住民税の住宅借入金等、特別税額控除の延長等、固定資産税の土地に係る負担調整措置の継続、令和 3 年度に限り課税標準額が増加する土地の据置措置、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しと種別割のグリーン化特例の見直しの改正となります。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますが、法改正による条項ずれ等は一部割愛させていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページからお願いいたします。

第1条による改正です。

第24条、個人の村民税の非課税の範囲。

第2項は均等割の非課税限度額における国外居住者の扶養親族について、年齢を16歳未満の者及び控除対象を扶養親族に限ることとするものです。

第34条の7、寄附金税額補助。

第1項第1号、次のページをお願いいたします。

国税の改正に合わせまして、特定公益法人等に対する寄附金制度の範囲の見直しを行うものです。

第36条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の第4項は、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止したものです。

第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第1項、次のページをお願いいたします。

第1項は非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しを、また同条第4項は扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止をしたものです。

第53条の8、特別徴収税額は次のページをお願いいたします。

第1項第1号は、退職所得申告書の定義に係る規定の整理をするものです。

第53条の9、退職所得申告書の第3項と第4項、次のページをお願いいたします。

退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止したものです。

第81条の4、環境性能割の税率。

第1号、第2号は読替規定を対象に追加したものです。

附則第5条、個人の村民税の所得割の非課税の範囲等の第1項は、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行うものです。

次のページをお願いいたします。

附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、セルフメディケーション税制の対象年度を令和9年度まで5年延長するものです。

附則第10条の2、法附則第2項第1号等の条例で定める割合は、6ページから9ページにかけてでございますが、項ずれのほか、そのうち8ページをお願いいたします。

第24項は創設された施設に対する特例として、雨水貯留浸透施設についての課税標準を、その価格に3分の1を乗じて得た額としたものです。

第26項は、次のページをお願いいたします。

項ずれのほか、中小事業者等が取得した対象資産の拡充等の改正をしたものです。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等、第2項は特例対象年度を延長したものです。

次の附則第10条の5、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、これは新たに新設された内容となりますが、見出しから11ページの第4項までになりますが、こちら河川の記載が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。この附則第10条の5につきましては、地方税法附則の新設に併せて追加したものでございます。

附則第11条の見出しから15ページの第13条までは、固定資産税の土地に関する改正となりますが、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、これまでの下落修正措置を含めた負担調整措置の適用年度等の延長や、税額が増加する土地については令和2年度の税額に据え置く措置などの改正となります。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例は、次の16ページをお願いいたします。

第1項及び第2項は、対象年度と取得期間を延長したものです。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は法律改正による引用条項の整理、また新たな燃費基準のもとでの臨時的軽減期限を、令和3年12月31日まで9か月間延長したものでございます。

次の17ページをお願いいたします。

附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。

第2項は、読替規定を対象に追加したものです。

附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例。

第1項から20ページの第8項までですが、新たな燃費基準のもとでのグリーン化特例のうち、クリーンディーゼル車を除くほか、50%、25%の軽減対象を営業用乗用車等に限定した上で、特例期限を2年間延長等の改正をしたものでございます。

20ページをお願いいたします。

附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の第1項は項ずれによる改正となります。

次のページをお願いいたします。

附則第22条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の第2項は、特例の適用期間を令和8年度まで延長したものです。

附則第26条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第2項は住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長と読替規定を整備したものでございます。

次に、22ページから24ページまでが、第2条による改正となります。

大衡村税条例等の一部を改正する条例、令和2年条例第7号の一部を改正したものです。

改正内容につきましては、法人村民税に関するもので、申告納付に関するものや、納期限の延長等に係るものなどで、いずれも法律改正による項ずれ、引用条項の整理による改正となります。

それでは、議案書9ページに戻っていただきまして、附則についてでございます。

第1条は施行期日です。

この条例は、原則令和3年4月1日から施行したものでありますが、次の各号に掲げる規定については当該各号に定める日から施行するものです。

初めに、第1号の寄附金税額控除、医療費控除の特例の改正につきましては、令和4年1月1日から施行するものです。

第2号は、個人の村民税の非課税関連につきましては、令和6年1月1日から施行するものです。

第3号と第4号の固定資産税等の課税標準の特例につきましては、それぞれの法律の施行日から施行するものです。

次に、第2条から10ページまでの第4条までが、第2条が村民税に関する経過措置を、第3条が固定資産税に関する経過措置を、第4条は軽自動車税に関する経過措置を、各項に基づき適用するものでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 税条例の改正ですので、ちょっとお伺いいたします。

まず、特例の延長になっているということと、それから軽自動車等の税率が変わっているというふうに理解はしているんですけども、現実的に村の税収、これによってど

のように変わるのか、変わらないのか。また、住民にとってどういう状況になるのか、簡単にご説明願います。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） 軽自動車税に係る部分につきましては、若干特例税率も軽減されますので、若干減ります。ただ、その減った分につきましては、全額国費のほうで補填するという取扱いとなっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（堀籠 淳君） それでは、議案書12ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

専決処分書、大衡村諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

地方税法等の一部を改正する法律、令和2年法律第5号の施行に伴い、大衡村諸収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を別紙のとおり改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

専決処分日は、令和3年3月31日です。

今回の改正は地方税法等の改正によるもので、改正内容につきましては新旧対照表で

ご説明申し上げますので、25ページをお願いいたします。

改正内容は、延滞金に係る名称が、特例基準割合から延滞金特例基準割合に用語の見直しが行われたことに伴いまして名称等の改正をしたものですが、今回改正漏れがあり、昨年改正した税条例に合わせる形で今回改正附則の一部を改正したものでございます。

それでは、議案書14ページに戻っていただきまして、附則についてです。この条例は、公布の日から施行としたものです。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、承認第4号、別紙にてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和2年度大衡村一般会計補正予算、専決第2号は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,491万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,483万4,000円とするものです。

第2条は繰越明許費で、第2表でご説明いたします。

第3条は地方債の補正で、第3表でご説明いたします。

なお、専決処分日は令和3年3月29日付です。

6ページをお開き願います。



第2表、繰越明許費の補正です。追加が4件ありまして、いずれも国の令和2年度3次補正予算によるものです。

1件目、9款2項小学校費の小学校管理費で、新型コロナウイルス感染症対策分で63万7,000円の繰越額です。

2件目、9款2項小学校費の教育振興費で、GIGAスクール関係のデータ使用料57万8,000円の繰越額です。

3件目、9款3項中学校費中学校管理費で、小学校同様に新型コロナウイルス感染症対策分で27万5,000円の繰越額です。

4件目、9款3項中学校費教育振興費で、こちらも小学校同様にGIGAスクール関係のデータ使用料53万円の繰越額です。

次のページをお開き願います。

第3表地方債の補正です。

辺地対策事業債60万円の減で1,780万円で、歩道除雪機購入事業の充当分です。

続いて、歳入歳出予算についてご説明いたします。10ページをお開き願います。

なお、説明については主な項目のみを説明といたしますので、ご了承願います。

まず、歳入です。

1款1項2目法人の村民税700万円の減で、法人税割の減収見込みによるものです。

4項1目たばこ税18万6,000円の減。

2款地方譲与税から12ページ9款の環境性能割交付金までは、実績に基づく額の確定による補正計上でございます。

12款1項1目地方交付税9,481万3,000円の増、説明記載のとおり特別交付税確定によるものです。

13款交通安全対策特別交付金、15款使用料及び手数料につきましても、実績に基づく額の確定や収入見込みによるものです。

16款2項3目衛生費国庫補助金334万9,000円の減、感染症予防事業費等補助金です。

4目土木費国庫補助金900万円の増、社会資本整備総合交付金で除雪事業費補助金です。

17款県支出金についても、各項目実績に基づく額の確定による増減です。

次の14ページをお願いします。

18款財産収入及び次のページ19款寄附金については、額の確定による補正です。

20款2項1目財政調整基金繰入金1億2,900万円の減、これにつきましては交付税等の財源が出てきたため、取崩しをしないで済んだものでございます。

次のページをお願いします。

23款村債、事業内容確定による起債額の変更です。

続きまして、歳出です。17ページをお願いします。

2款1項3目財政管理費302万5,000円の減、12節委託料で個別施設計画等策定等の完了によるものです。

8目財政調整基金費433万2,000円の増、ふるさと給付分の寄附金への積立て分の増です。

次のページをお願いします。

2項2目賦課徴収費380万円の減です。

3款民生費、次のページの4款衛生費につきましては、実績見込等による補正や財源入替えです。

次に、20ページをお願いします。

5款農林水産業費、6款商工費、こちらも実績見込等による補正や財源入替えでございいます。

7款2項1目道路維持費1,822万9,000円の減で、除雪委託料の減です。

次に、22ページをお願いします。

9款教育費、次のページの10款災害復旧費についても、実績見込等による補正や財源入替えでございいます。

13款1項予備費338万8,000円の減、財源の調整です。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 3月の専決処分、結構件数大分多いというふうに感ずるんですけども、3月の定例会における補正予算からそんな時期はないんですけども、なぜこんなにあがる程度大分多い項目の専決補正になったものか、その辺の大まかな理由。あと、中でも特に歳入での地方交付税ですかね、九千四百八十何万円増額になっていますが、特別交付税確定ということですが、増額の内容、理由、どういったものでこの金額増額になったものか伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の今回の専決処分の補正額、例年になく多いのではないかというご質問だと思うんですけども、まず大きな要因としましては地方創生臨時交付金、こちら12月補正等で当初見込みで充当かけてございます。こちらにつきましては、いろんな事業に充てておりますけれども、その中で最終的に実績見込みの3月末等を見込んでの充当入替え等をしておりますので、今回このような額となったのが主な要因かなというふうに感じております。

あと、もう1点の交付税でございますけれども、こちらは特別交付税が主なもので、3月23日交付分の特別交付税が1億3,802万6,000円という交付額になってございます。

失礼しました。

主なその増額要因といたしますか、それにつきましては地方税の復興特区減税分、それらが主なものと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なしの声あり」）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

---

#### 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、承認第5号、別紙よりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

承認第5号別紙、令和2年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算、専決第1号は次の定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正の規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,076万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,468万1,000円とするものでございます。

専決日は、令和3年3月29日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金1,360万9,000円の減。

1節普通交付金は実績見込みによる減額で、2節特別交付金につきましては実績見込みによる増額でございます。

3目災害臨時特例補助金57万5,000円の増、実績見込みによる増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金273万円の減、繰入金額の確定によるものでございます。

2項1目財政調整基金繰入金1,500万円の減、取崩し額の減額によるものでございます。

7ページ、歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1,610万9,000円の減、実績見込みによる減額でございます。

4項1目出産育児一時金252万円の減、事業確定による減額でございます。

5款1項1目保健衛生普及費は財源の入替えでございます。

8ページをお開き願います。

5款2項1目特定健康診査等事業費は財源の入替えでございます。

9款1項1目予備費1,213万5,000円の減額については、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 専決処分の理由は理解するんですけども、実績見込みによるこれだけの減額ですね。3月議会段階では予算的に近づけることは、不可能なものか。これだけの減額見込みですね。たかが月数、実際は違うと思うんですけども、1か月でのその減額、その辺実数字に近づけること、3月段階では不可能なのか。それだけ伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） ご説明申し上げますほとんどが見込みによる減額ということですが、実際その3月の定例会での見積りすることになりますと、2月の実績、把握している段階での数字となります。今回専決処分させていただいたものは、補助金や交付金等、こちらの変更申請が3月になってから行うものでございまして、そちらの

数字をもって専決処分をさせていただいているものでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なしの声あり」

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。  
お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第7、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題と  
いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、承認第6号、別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ148万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,489万8,000円とするものでございます。

第2条は地方債の補正についてで、第2表でご説明申し上げます。

なお、専決日は令和3年3月29日でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

第2表の地方債の補正についてです。

合併処理浄化槽整備事業債の限度額を1,040万円から80万円減額し、960万円とするものでございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金8万9,000円の減です。浄化槽1基分の減になり

ます。

4款1項1目一般会計繰入金60万円の減です。歳入歳出調整によるものです。

7款1項1目下水道事業債80万円の減です。浄化槽設置工事1基分の減によるものです。

続きまして、歳出についてですが、1款1項1目合併処理浄化槽管理費63万7,000円の減です。消費税の減額で、消費税申告の構成に伴う支払消費税の減額になります。

2目合併処理浄化槽建設費85万2,000円の減です。こちらにつきましては、申請者より設置工事の取下げ申請があったため、設置工事1基分について減額をさせていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。（「なしの声あり」）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

---

#### 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

議長（細川運一君） 日程第8、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、承認第7号、別紙でご説明申し上げます。

令和3年度大衡村一般会計補正予算、専決第1号は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,816万円としたものでございます。

専決日は、令和3年4月28日です。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

歳入です。

17款2項8目商工費県補助金816万円。説明記載の宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金でございまして、補助率10分の10でございます。

7ページの歳出でございます。

6款1項2目商工振興費816万円。18節の負担金補助及び交付金で、説明記載の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、こちらの事業者の協力金でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なしの声あり」）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第9 議案第29号 大衡村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する  
条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第29号、大衡村予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案書につきましては24ページ、議案第29号別紙で、新旧対照表につきましては27ページ、28ページになります。説明は新旧対照表にてご説明申し上げます。

今回の改正は、第1条の見出しを目的から設置に改め、根拠法令を明記し、予防接種健康被害調査委員会の設置を明確化するものであります。

第2条及び第3条については、字句の修正、委員の人数について改めるものでございます。

議案書24ページに移りまして、附則のところになります。

附則の第1項、施行期日は公布の日から施行するものとし、第2項の経過措置につき

ましては、この条例の施行を前に委嘱された委員は施行後の条例第4条の規定による引き続き任期とするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） これ予防接種の規定されたものに、新型コロナウイルスのものが含まれているものなのか。それから人数が減っておりますけれども、継続してというふうな説明でしたが、もともと何人なのか。その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） まず、委員の人数につきましては、6名から5名にしたところでございます。現行、委員は5名でございます。

今回の新型コロナワクチン接種につきましても、健康被害が生じた場合は予防接種健康被害救済制度が適用されることから、今回条例を改めて一部改正させていただいたのでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） それともう1点ですね、村で行った予防接種、村というのが消えたということは、極端な話、海外で行っても、この調査委員会が開かれるというふうなことで認識してよろしいんですか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） こちらの文言につきましては、まぎらわしいので削除させていただいたんですが、原則先ほどの救済制度を適用させるに当たっては、各市町村が実施する予防接種についての健康被害が生じた場合に救済制度が適用されるわけなんです。実際に住所地においての接種をしたものについて適用されるということでございます。接種会場地での請求ではなく、現在住所登録されている住所地へ請求するというものでございますので、文言につきましては削除させていただきました。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） ちょっと聞き方が悪かったかあれなんです。村で行った予防接種、要は村でやるけど、村でこの予防接種をします。ただ、郡内一円でやりますというような、今回のような場合は当然入るんだろうなと思うんですけれども、ほかの予防接種を県外とかで受けた場合に、何らかの副反応というんですかね、そういうものが起きた場合も、今までは該当しなかったけれどもこれからは該当するというふうな考え方なのか。



今までも該当していたけれども、今回文言の修正を行うことでまぎらわしさをなくしたというふうなことなのか、その辺でお伺いしています。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 大変失礼いたしました。説明不足で申し訳ございませんでした。

今までも適用されるものではあったんですが、予防接種につきましては、やむを得ない事情の場合、住民票所在地以外において接種した場合も、住所地のある市町村へ今回の救済制度の請求を行うというものでございますので、削除のほうをさせていただきました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） 新旧対照表の28ページ、（2）の変更の理由のところ、もうちょっと詳しく説明をしていただきます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） 第3条、組織の規定のところでございます、第2項第2号の黒川郡医師会長及び会員若干名を黒川医師会長及び会員というふうに改正した部分でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、若干名というところを、委員のところの数につきましてはこちらのほうを削除させていただきまして、黒川郡医師会は富谷市が制定されてから黒川医師会というふうに変更になってございましたので、こちらのほうを訂正させていただきました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、ただちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時00分 散会